

株式取扱規程

三浦工業株式会社

目次

第1章	総則	2
第2章	株主の権利の行使方法等	3
第3章	株主名簿への記録等	4
第4章	届出事項	5
第5章	単元未満株式の買取請求の取扱い	6
第6章	特別口座の特例	8
第7章	手数料	9
附 則		10
別 表		11

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、定款第9条（株式取扱規程）の規定に基づき、この規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」）による。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同 事務取扱場所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

(株主の権利の行使方法)

第3条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第6章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第4条 この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

2 この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類又は保証人)

第5条 当会社は、株主がこの規程による請求、通知又は届出その他を行うに際し必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記載)

第6条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等、機構からの通知により行う。

- 2 前項のほか、新株発行その他法令に定める場合には、機構からの通知によらず、株主名簿記載事項の変更を行う。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

第4章 届出事項

(株主名簿記載事項に係る届出)

第7条 株主は、当会社に対し、次の事項を口座管理機関を通じて届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名並びに住所
- (3) 法定代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
- (4) 株式が数人の共有に属するときは、その代表者の氏名又は名称及び住所

(常任代理人又は仮住所)

第8条 株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

- 2 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

(届出事項の変更)

第9条 株主は、前二条による届出事項に変更があったときは、当会社に対し、口座機関を通じて速やかにその旨を届け出なければならない。

第5章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方法)

第10条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株当たりの買取価格)

第11条 前条の請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京証券取引市場」という。）における最終価格をもって1株当たりの買取価格とする。

- 2 買取請求日に東京証券取引市場において売買取引がないときは、その翌日の東京証券取引市場における最初にされた売買取引の成立価格とする。買取請求日の翌日も売買取引がないときは、買取請求日の翌々日とし、以降同様とする。

(買取代金の支払)

第12条 第10条の請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- 2 当社は、別途定めた場合を除き、前条による買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取代金から第15条（手数料）に定める手数料に相当する金額を控除した額を買取請求者に支払う。
- 3 買取請求者は、前項の支払について送金方法を指定し、又は代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第13条 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に

当会社の口座への振替をする。

- 2 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る单元未
満株式については、送金完了日をもって当会社の口座への振替をする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第14条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

第7章 手数料

(手数料)

第15条 第10条（請求の方法）による単元未満株式の買取請求に伴う手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別表に定める金額とする。

- 2 当会社の株式取扱いに関する手数料は、前項に定める手数料を除いては無料とする。

附 則

1. この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. この規程は、昭和57年12月6日から実施する。
3. この規程の変更は、昭和59年12月18日から実施する。
4. この規程の変更は、平成元年2月13日から実施する。
5. この規程の変更は、平成3年11月15日から実施する。
6. この規程の変更は、平成7年1月1日から実施する。
7. この規程の変更は、平成11年10月1日から実施する。
8. この規程の変更は、平成12年4月26日から実施する。
9. この規程の変更は、平成13年10月1日から実施する。
10. この規程の変更は、平成14年6月27日から実施する。
11. この規程の変更は、平成15年4月15日から実施する。
12. この規程の変更は、平成16年6月29日から実施する。
13. この規程の変更は、平成18年2月1日から実施する。
14. この規程の変更は、平成18年6月29日から実施する。
15. この規程の変更は、平成21年1月1日から実施する。
16. この規程の変更は、平成24年4月1日から実施する。
17. この規程の変更は、平成27年10月1日から実施する。

別 表

本規程第15条第1項に基づく金額（単元未満株式買取請求に伴う手数料）は、以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

（算式）第11条に定める1株当りの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額の

うち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）

ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。